

旭山動物園入園券 Web 外部販売業務
プロポーザル実施要領

旭山動物園入園券 Web 入園券販売業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

旭山動物園の開園期間において、Webにより国内外への入園券の販売業務を効果的に行うとともに、入園券販売及び改札業務における来園者への利便性向上並びに業務の効率化を図ることを目的とする。

第2 業務内容

1 業務名 旭山動物園入園券 Web 外部販売業務

2 業務内容

- (1) Webによる入園券（個人一般券 1,000 円）の販売業務
- (2) 提示された当該入園券の改札口での読み取り機器の設置又は貸与
- (3) その他、来園者への利便性向上及び業務の効率化に資する業務

3 履行期間 令和7年4月8日から令和10年3月31日まで

4 予算概要等

上記「2 業務内容」に示す業務においては、販売枚数に応じた単価契約とし、販売総額の6%（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする予算を予定しているため、積算に当たっては、以下の販売予定枚数及び予算予定額を参考にすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合であっても、市はその損害について一切負担しない。

（令和7年度分 3,114,000円 [販売予定枚数51,900枚]

（令和8年度分 3,234,000円 [販売予定枚数53,900枚]

（令和9年度分 3,354,000円 [販売予定枚数55,900枚]

※本業務は単価契約であるため、販売予定枚数に応じた予定額を保証するものではないことを御了承ください。また、契約締結後、実際の販売枚数が予定枚数を超えた場合であっても、単価の変更は行いません。

第3 契約担当部課

〒078-8205 旭川市東旭川町倉沼

経済部旭山動物園

電話 0166-36-1104

FAX 0166-36-1406

e-mail asahiyamazoo@city.asahikawa.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を

満たしていること。

- (1) 旭山動物園の個人一般入園券の販売に関し、本市が定める手数料率の範囲内で、自社の責任で国内及び海外の外販サイトを管理・集計し、月毎に精算事務を行えること。
- (2) キャッシュレス決済機能がある Web 購入ホームページを有すること。
- (3) 動物園又は、年間30万人以上の来場者を有する観光施設等において、過去同様の業務を請け負った実績があること。
- (4) (1)、(2) に付随し、来園者の利便性向上及び業務の効率化に資する提案が可能であること。
- (5) 市町村税（東京23区は都税）、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条に規定する暴力団関係者若しくは暴排条例第12条に規定する行為をしていると認められる者でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれら団体に属する者ではないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (10) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

必要書類	備考
① 参加表明書	様式1
② 会社等の概要	様式1-2
③ 会社・法人の登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）	法務局発行のもので、発行後3か月以内の原本
④ 市町村税（東京23区は都税）に滞納がないことの証明書	本店所在地の自治体が発行したもので、発行後3か月以内の原本
⑤ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	税務署が発行する「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」で発行後3か月以内の原本
⑥ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）	直近3年分のもの

※令和5・6・7年度旭川市物品購入等競争入札参加者名簿に登録のある者は、③～⑥の提出を免除する。

- (2) 提出期限 令和7年1月27日（月）午後5時00分まで
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送による（電子メール又はFAXによるものは受け付けない）。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年1月29日（水）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書（様式1-3、様式1-4）を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期限 通知日の翌日から起算して2日以内の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールによること（Faxによるものは受け付けない）。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、文書を受け付けた日から2日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 説明会

企画提案書の作成等について、説明会への参加希望者がいた場合は、説明会を開催する。

説明会の参加を希望する場合は「説明会申込書」（様式2）に必要事項を記入の上、期日までに持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。

1 説明会申込書提出期限

令和7年1月14日（火）午後5時00分まで

2 説明会の日時及び場所

令和7年1月16日（木）午後2時00分 オンラインで行う（ただし、アカウントは1つとする）。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 販売サイトの概要等

ア 現在の契約施設数や取扱実績（国内及び海外）

- ・契約施設数及び入場券販売実績
- ・販売に関する仕組み（API、アフィリエイトなど）の提示
- ・決済手段

イ 販売から入園に至るまでの流れ

- ・販売画面や画面遷移イメージ、発券方法及びそのイメージ画像等
（購入の操作、支払方法、発券方法、入園方法及びそれらに要する時間、読み取り端末の有無や仕様など）
- ・販売サイト上、表示可能な多言語

ウ 入園券購入者とのトラブル等の処理対応

- ・購入者からの連絡を受ける窓口体制（曜日、時間帯含む）
- ・購入方法が分からない場合、購入枚数を間違えた場合それぞれにおける対応
- ・APIやアフィリエイト等を通じて他社OTAで販売した場合のトラブル等の処理対応

(2) 販売促進に向けた取組

- ア 販売サイトを通じた販売の促進に向けた取組
- イ 販売サイト外での販売促進に向けた取組
- ウ 海外サイトとの連携状況及び展開
- エ 購入者及び来園者の統計管理、分析（国、地域、年齢、性別、来園単位など）、再来園の促進

(3) 価格及びサポート体制

- ア 旭山動物園HP及び貴社サイト、OTAサイト、それぞれにおける国内、海外販売の販売手数料（%）及び各サイトでの販売予定割合
- イ 本市への販売代金の納入方法及び本市からの販売手数料の支払い方法
 - ・貴社及びその他の連携OTAとの代金等のやり取りの流れ
- ウ 販売導入・運営に関するサポート体制（緊急時含む）
 - ・導入までのスケジュール、スタッフ研修
 - ・販売サイト上に掲載する写真及び文書の作成、サポート
 - ・運営後のトラブル等への対応（曜日、時間帯含む）
 - ・旭山動物園からの依頼・指示への対応体制（貴社のチーム体制など）
 - ・入園料の料金改定に無償で対応すること

(4) その他サービスの提案

- ア 来園者の利便性向上に資すること
- イ 本市（旭山動物園）運営の効率化に資すること
 - ・事務処理及び支払等に関する手続きの簡素化（既存のキャッシュレス決済含む）など
- ウ 提案に係る実績、概要、金額及びサポート体制

2 企画提案書の様式

- (1) 企画提案書の提出は、企画提案書（様式3）のほか、必要な書類を添付すること。
- (2) 企画提案書及び添付書類は原則としてA4サイズとすること。

3 提出方法等

- (1) 提出期限 令和7年2月10日（月） 午前12時まで
- (2) 提出場所 第3に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること（電子メール又はFAXによるものは受け付けない）。
- (4) 提出部数 10部
- (5) 企画提案書及び添付書類の電子データ（DVD等）1式

4 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

- 1 本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

- (1) 提出書類 質疑応答書（様式4）
- (2) 提出期間 令和7年2月7日（金）までの間で、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出場所 第3に同じ
- (4) 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。

- 2 1の質疑応答書は、質問者及び企画提案者全てに対し、電子メールにより回答するものとする（様式4-2）。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、旭山動物園入園券 Web 等入園券販売業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

なお、6者以上の企画提案があった場合は、企画提案書に基づいて事前に書類審査・選考を行い、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

ア 1者の持ち時間はプレゼンテーション20分、ヒアリング10分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は補助者を含めて2名までとする（ただし、Web 会議による場合のアカウントは1つとする）。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定から除外する。

オ 会場でのプレゼンテーション等への出席が困難な場合に限り、Web 会議による実施も可能とする。

(2) 実施日時

第7で示した企画提案書提出要請時に併せて通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) Web チケットの販売【40点】

- ・関連、類似業務の実績等
- ・購入から入園までのシステム
- ・購入者の支払方法
- ・販売サイト作成に係るサポート体制
- ・トラブル対応

(2) 販売促進へ向けた取組【30点】

- ・販売サイトを通じた販売促進
- ・販売サイト外での販売促進
- ・海外サイトとの連携状況及び展開
- ・販売促進へ向けた分析、再来の促進

(3) 価格・運営【35点】

- ・販売手数料率、販売予定割合

- ・ 金銭のやり取りの流れ（貴社サイト、貴社連携サイト）
- ・ 導入及び運営に関するサポート体制

(4) その他サービス【25点】

- ・ 来園者の利便性向上及び本市（旭山動物園）運営の効率化に資すること
- ・ 上記提案に係る導入・運用費用の妥当性

4 受託候補者の特定

(1) 各審査委員は前項3の「審査項目及び評価基準」に基づき、企画提案とプレゼンテーションの採点を行い評価点とする。評価点の高い応募者から1位、2位と順位を付け、次表「順位－順位点対照表」により順位点を決める。

企画提案者ごとに各審査委員の順位点を合計し、最も合計点の多い企画提案者を、審査会合意の上、優先交渉権者とする。

なお、順位点の合計が同点となるものが2者以上あるときは、順位1位の数が多い者を審査会合議の上、上位とする。1位が同数ある場合は2位の数が多い者を上位とし、順次3位、4位の数で決定する。

最後まで同点のときは、審査会の協議の上決定する。

順位－順位点対照表

順位	1位	2位	3位	4位	5位
順位点	5点	4点	3点	2点	1点

(計算例)

	候補者A			候補者B			候補者C			候補者D			候補者E		
	評価点	順位	順位点	評価点	順位	順位点	評価点	順位	順位点	評価点	順位	順位点	評価点	順位	順位点
審査員Ⅰ	85	5	1	90	4	2	95	3	3	100	2	4	105	1	5
審査員Ⅱ	120	1	5	115	2	4	110	3	3	105	4	2	85	5	1
審査員Ⅲ	100	2	4	105	1	5	90	4	2	95	3	3	75	5	1
審査員Ⅳ	70	5	1	90	1	5	80	3	3	85	2	4	75	4	2
審査員Ⅴ	60	3	3	65	2	4	70	1	5	55	4	2	45	5	1
合計	435	-	14	465	-	20	445	-	16	440	-	15	385	-	10
評価点の平均	87.0	-	-	93.0	-	-	89.0	-	-	88.0	-	-	77.0	-	-
総評価点(130点)の6割(78点)を満たしているか	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	-	×	-	-
優先交渉権順位	4			1			2			3			×		

(2) 全ての企画提案者において、各委員が採点した評価点の平均点が6割に満たない場合については受託候補者の特定を行わないこととする。

(3) 企画提案者が1者のみの場合においても各委員が行う採点の平均点が6割に満たない場合は、受託候補者とししない。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする（様式5）。

ア 受託候補者

イ 順位点

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1) の通知があった日から起算して7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送によること（電子メール又はFAXによるものは受け付けない）。

(3) 市長は、(2) の説明を求められたときは、説明を求める書面を受け付けた日から起算して7日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 順位点

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査委員

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により締結する。ただし、受託候補者が第9のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書の作成の要否 要する。

4 支払条件 毎月後払いとする。

第12 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第13 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、次のとおりである。

日 程	内 容
令和7年1月6日（月）	公募開始
令和7年1月16日（木）午後2時	説明会 ※説明会申込期限は1月14日（火）
令和7年1月27日（月）午後5時	プロポーザル参加表明書提出期限
令和7年1月29日（水）	参加資格確認結果通知・企画提案書提出要請
令和7年2月10日（月）午前12時	企画提案書提出期限
令和7年2月18日（火）	プレゼンテーション・企画提案審査
令和7年2月下旬	企画提案審査の結果通知

令和7年4月上旬

契約締結